

✚ 貨物概要

色系とさらし糸から成るたてじまの綿織物

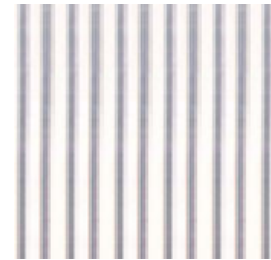
性 状：色系（先染め）とさらし糸（漂白した糸）から成る  
平織物を裁断したもの

材 質：綿 100%

（糸番手：縦糸 21、緯糸 21 密度：縦 60、緯 60）

重 量：98 g/m<sup>2</sup>

用 途：シャツ製造用生地



✚ 分類

関税率表第 5208.41 号（統計番号 5208.41-091）綿製の平織物（ギンガム）

✚ 分類理由

本品は、綿製のたてじまの平織物で、関税率表第 52.08 項及び第 11 部号注 1（g）の規定並びに同表解説第 52.08 項の記載により、綿製の平織物（異なる色の糸から成るもの）として同表第 5208.41 号に分類されます。国内細分については、国内分類例規「52.08 項～52.12 項 1. 「ポップリン」及び「ギンガム」の定義等について」の別紙 1「関税率表における綿ポップリン及び、綿ギンガムの定義について」及び別紙 2「綿平織物の規格」により、本品は、ギンガムとして、上記のとおり分類されます。

✚ 参考

国内分類例規において、関税率表上の「ギンガム」とは、たて糸及びよこ糸に色系又はさらし糸を用いて、たてじま、格子柄、勾配柄を出した平織物であり、その規格は以下のとおりとされています。

- ・ たて糸及びよこ糸ともに、20～45 番手である
- ・ たて糸及びよこ糸の密度和が 90～180 本である



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に  
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全  
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお

いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）